



くらしの窓口

トラクター

軽自動車

バイク

クルマ



町民税務課税務係
☎52-2111(内線244)

今月のくらしの窓口は、軽自動車税等に関するいろいろな手続きをお知らせします。

譲渡や売渡し、廃車などにより名義人等が変わったら ナンバープレートの返納手続きが必要です!

ナンバープレートの返納を忘れると・・・

車両を破棄したのに届出を行っておらず、5月に納税通知書が届いてから気がついたという方もおられます。

知人への譲渡、販売店への売渡し等、名義人が変わった場合も忘れずに手続きをお願いいたします。また、車両を買い換えた場合は既存のナンバーを返納し、新規にナンバーを取得して下さい。

軽自動車税は、3月31日まで廃車等のナンバープレート返納手続きが完了した場合、翌年度は課税されないこととなります。
4月1日時点の所有者へ課税されますのでご留意下さい。

役場窓口でナンバープレートを交付する軽自動車

- ①50ccまで〔金山町か(白)〕
- ②90ccまで〔金山町ね(黄)〕
- ③125ccまで〔金山町や(ピンク)〕
- ④小型特殊作業用(農耕用)〔金山町ま(緑)〕
- ⑤小型特殊作業用(その他)〔金山町ま(緑)〕
- ⑥ミニカー〔金山町み(青)〕



自分の物でなくなったら
ナンバーを返納しましょう。
また、処分する場合は必ず
ナンバーを外して下さい。

返納手続きに必要なもの

印鑑・ナンバープレート

(ナンバープレートを紛失した場合は、1件につき300円の弁償金が必要となります。)

新規登録手続きに必要なもの

印鑑・自動車損害賠償責任保険証書・車名・型式・総排気量(農耕用は車体番号もお願いします)

山形ナンバーの軽自動車の手続きは?

市町村窓口では、山形ナンバーを取得している軽自動車の手続きはできません。

新規登録や廃車手続き、また住所が変わった時の移転手続き等は下記にお問い合わせください。



四輪車・・・軽自動車検査協会山形事務所(☎023-686-6080)

もしくは、お近くの軽自動車販売店

二輪車・・・東北運輸局山形運輸支局(☎050-5540-2013)

もしくは、お近くの軽自動車販売店

税や国保料の納付に関するご相談は、下記をお願いいたします

金山町役場 町民税務課 税務係(☎52-2111 内線241~244)

携帯電話 ☎080-1667-5546(担当:後藤) ☎080-1667-1880(担当:小野)